指名停止について

商号又は名称	(有)池田造園
代表者の職及び氏名	代表取締役 池田 道一
主たる営業所の所在地	四万十市古津賀2607-1
指名停止期間	1月(平成29年9月29日から平成29年10月28日まで)
指名停止理由	平成28年災第102-64号 大屋敷タニガタ道路災害復旧工事(繰越)において、練石積工の胴込コンクリートの充填が不十分で、また、水抜きパイプに吸出し防止材が設置されておらず、設計図書に定められた構造となっていなかったもの。 ※ 該当条項 四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領第3条別表第1第2号「市と締結した契約の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にし又は品質若しくは数量に不備があったと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)。」に該当